

○ 条例の名称（題名）について

1. 条例の名称（題名）の基本原則について

法令の題名は、簡潔であると同時に、その内容をできるだけ正確に表現するという要請を満たすものでなければならない。

法制執務研究会 編『新訂 ワークブック法制執務 第2版』（ぎょうせい、平成30年）

- ◆ 正式名称とは別に、法令の周知のために通称（愛称）が設けられる場合もある。

Ex. 【正式名称】 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
【通称】 クリーンウッド法

2. 条例の名称（題名）の候補について

<オーソドックスな名称（題名）案>

- ①三重県木材利用の推進に関する条例
- ②三重県木材利用推進条例
- ③三重県県産材をはじめとする木材利用の推進に関する条例

- ※ 法律や他県の条例は、おおむね①又は②のような名称（題名）であり、条例の内容を簡潔かつ正確に表しているが、硬い表現であり県民にとって親しみにくいとは考えられる。
- ※ 県産材の利用を最優先とすることを明示する場合は、「県産材を最優先とする」については否定的な委員意見が多かったため、以前にも提示した③のような形となるか。ただし、「県産材をはじめとする」は、曖昧で県民にとってわかりにくいとの委員意見あり。

<「木づかい」を用いた名称（題名）案>

- ①三重県木づかい推進条例
- ②三重の木づかい推進条例
- ③みんなで木づかいを進める三重をつくる条例

- ※ 「木づかい」は、「木づかい宣言」等の形で三重県の施策の中でも使用されている表現であり、県民にとっても親しみやすいと考えられる。一方、必ずしも現時点で県民によく知られている言葉とまでは言い難いと考えられ、音声で聞いたときに「気遣い」と混同されるおそれもある。
- ※ 「木づかい」を用いた名称（題名）とする場合は、条例の内容においても「木材利用」という言葉を基本的に「木づかい」に置き換えることが望ましいと考えられる。
- ※ ①は「木材利用」を「木づかい」に言い換えたただけだが、②は「三重の木づかい」とすることで、「県産材を最優先とする三重県における木材利用」というニュアンスを持たせている。
- ※ ③は、「人権が尊重される三重をつくる条例」を参考にしたもの。「木づかいあふれる三重をつくる条例」といった代替案も考えられる。

＜「ウッドファースト」を用いた名称（題名）案＞

- ①三重県ウッドファースト（推進）条例
- ②三重のウッドファースト（推進）条例
- ③三重県ウッドファースト社会の実現を目指す条例
- ④三重のウッドファースト社会の実現を目指す条例

※ 「ウッドファースト（社会）」は、県民に呼びかけやすいキャッチーな言葉であり、条例の「前文」にその考え方がこの条例の肝となるものとして示されているものである。一方、特定の民間団体が提唱している言葉であり、条例の名称（題名）に用いる場合には、条例の前文や本文ではその言葉自体は使用しないこととなったこととの整理が必要になると考えられる。

※ 「ウッドファースト」という言葉自体に、推進的なニュアンスが含まれていると考えられるため、①及び②については、必ずしも「推進」という言葉は必要ないと考えられる。

※ ②及び④は、「前文」における「木材、その中でも県産材を最も優先して利用（する社会）」という部分を「三重のウッドファースト（社会）」と表現したものである。逆に言えば、①及び③は、単に「木材を優先して利用する（社会）」ということしか表現できておらず（冒頭の「三重県」は三重県の条例であることを示すにすぎない）、「前文」の内容とは適合的ではないと考えることもできる。

※ 本来は「ウッドファースト社会」で一つの言葉であるため、③及び④がその観点からは適合的であるが、①及び②のほうが名称（題名）として端的であり、訴求力があるとも考えられる。